

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公表番号】特表2016-531872(P2016-531872A)

【公表日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2016-059

【出願番号】特願2016-517505(P2016-517505)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/5575	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/4174	(2006.01)
A 6 1 K	31/4164	(2006.01)
A 6 1 K	31/165	(2006.01)
A 6 1 K	31/498	(2006.01)
A 6 1 K	8/365	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/5575	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 2
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	31/4174	
A 6 1 K	31/4164	
A 6 1 K	31/165	
A 6 1 K	31/498	
A 6 1 K	8/365	
A 6 1 K	8/37	
A 6 1 Q	17/04	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月25日(2017.9.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロスタグラニンF2 (PGF2)、PGF2 類似体、又はその組み合わせを含んでなる、ヒトの委縮性皮膚瘢痕を治療するための局所投与用医薬組成物。

【請求項2】

前記PGF2 類似体がラタノプロスト、トラボプロスト、ビマトプロスト、又はタフルプロストである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記PGF2 及びPGF2 類似体の濃度が、前記組成物の約0.001質量%~0.20質量%である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

さらにUVA/UVBサンスクリーンを含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記UVA/UVBサンスクリーンが、10~75+のSPF範囲又は2+~8+のUVA保護グレード範囲のいずれかを有する、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

1若しくは 2アドレナリン作動薬類似体又はその医薬的に許容できる塩、及びその組み合わせをさらに含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記 1若しくは 2アドレナリン作動薬類似体が、オキシメタゾリン、テトラヒドロゾリン、ネファゾリン、キシロメタゾリン、フェニレフェリン、メトキサミン、メフェンテルミン、メタラミノール、デスグリミドドリン、ミドドリン、又はブリモニジンである、請求項6の医薬組成物。

【請求項8】

さらに保湿剤を含む、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項9】

徐放ビヒクリ製剤である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記徐放ビヒクリ製剤がリポソーム、ナノ球体、ゲル、軟膏、又はエマルションである、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

経皮コラーゲン誘導療法、切除レーザー治療、非切除レーザー治療、皮膚切除療法、ヒト羊膜移植片の適用、ケミカルピール、半閉塞性シリコーンベース軟膏、ゲル若しくはシート又は他の弾性圧迫包帯の適用、トリクロロ酢酸の適用、皮膚充填剤の注入、又は委縮性瘢痕領域への自家線維芽細胞の移植術の前、その最中又はその後に投与するための、請求項1に記載の医薬組成物。